

令和2年4月10日

保護者の皆様へ

たつの市立小宅小学校長 中山 茂樹

臨時休業期間の延長並びに登校日について

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、本校教育活動にご理解ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、たつの市においても対策本部会議において、市内小中学における臨時休業延長と登校日を設けることを決定したところです。

しかしそのような中、兵庫県知事から新たな要請を受け、登校日を設けず臨時休業を5月6日(水)まで延長いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休業期間

令和2年4月8日(水)から5月6日(水)までの間

2 登校日(登校可能日)について

当面の間、設定しないこととします。

※今後、変更がある場合はホームページ及び緊急メールで連絡いたします。

3 健康観察について

(1) 毎朝、家庭で必ず検温、健康観察を実施し、健康観察カードに記入をお願いします。

※健康観察カードは4月17日(金)まで記入できるようになっています。それ以降は、連絡帳等で構いませんので、健康状態を記録していただくようお願いします。

(2) 発熱(37.5度以上)やひどい咳、倦怠感など風邪の症状が続く場合は、学校へ連絡をお願いします。

4 学習支援について

(1) 教科書を読んだり、ノートに書き写したりして、工夫して学習することをおすすめします。

(教科書に掲載されているQRコードを読みとり、Web上でも学習ができます。)

(2) ホームページ上に掲載されている学習支援サイト等を活用してください。

5 児童の心のケアについて

(1) 休業中の心理的な不安等への対応には、教員はもちろんスクールカウンセラー等も活用できますので、学校へご相談ください。

(2) ホームページ上に掲載します「臨時休業中の生活等について」を参照のうえ、児童の基本的な生活習慣の確立にご留意ください。

6 その他

(1) 1年生の保護者の方は、緊急メールへの登録をお願いします。

(2) ホームページを定期的に確認いただくようお願いいたします。(緊急メールは届きにくい状況があります)

(3) 各家庭においては、引き続き不要不急の外出を自粛するとともに、次のような対策をお願いします。

① 感染源を絶つ 毎朝の検温及び風邪症状等の確認の徹底

② 感染経路を絶つ 手洗いや咳エチケットの指導の徹底

③ 抵抗力を高める 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける